

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	令和3年7月31日
交付年月日	令和2年8月1日
被保険者番号	1234567
住所	西原町字与那城140番地の1
氏名	後期 太郎 男
生年月日	昭和5年4月30日
被保険者番号	平成20年4月1日
発給年月日	平成30年8月1日
一部負担金の割合	1割または3割
保険者番号	3:9:4:7:3:2:9:3
世帯に保険者の名簿及び印	沖縄県後期高齢者医療広域連合

75歳以上の方へ 後期高齢者医療保険

令和2年8月から保険証が切り替わります
今お持ちの保険証は8月1日からは使用できません

新しい保険証について

- 新しい保険証を7月下旬までに郵送します。
- 8月からは新しい保険証を医療機関等の窓口へ提示してください。
- ピンク色の変更はありません。
- 有効期限は令和3年7月31日です。

保険料軽減制度の改正について

① 均等割額の軽減割合が変更になります。

令和元年度	令和2年度
8割軽減	7割軽減
8.5割軽減	7.75割軽減



② 均等割額の軽減措置のうち、5割軽減と2割軽減となる判定基準所得が改正されます。

令和2年度<()内は令和元年度の額>

軽減割合	世帯(被保険者および世帯主)の総所得金額等
5割軽減	「基礎控除額33万円+ 28.5万円 (28万円)×被保険者数」以下の世帯
2割軽減	「基礎控除額33万円+ 52万円 (51万円)×被保険者数」以下の世帯

③ 職場の健康保険などの被扶養者だった方の軽減措置について

後期高齢者医療制度に加入する前日に被用者保険(健康保険組合や共済組合等)の被扶養者だった方は、被保険者になった月から2年間は、保険料の均等割額が5割軽減されます(所得割額は課せられません)。※ただし、低所得者について、上記①、②の軽減対象となる方はそちらの均等割軽減措置が適用になります。

お問い合わせ 福祉保険課 後期高齢者医療係 ☎098-911-9163
沖縄県後期高齢者医療広域連合 ☎098-963-8012

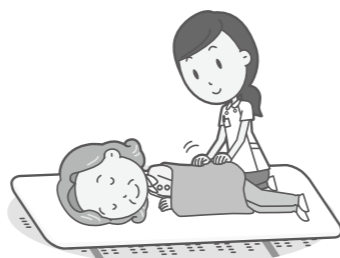
国民健康保険・後期高齢者医療保険加入者の皆様

はり・きゅう・あん摩マッサージ指圧施術利用券を発行しています

対象者 国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入されている方で、末しょう神経疾患または運動器疾患により医師の診療を受けたことがある方。ただし、**現在当該疾患により療養費給付を受けている場合は利用できません。**

助成内容 1回施術につき800円の助成(利用券)で、1人あたり年間6回(令和3年3月31日まで利用可能)。ただし、**国民健康保険の資格喪失後は利用できません。**

申請方法 国民健康保険証または後期高齢者医療被保険者証(ピンク)と印鑑(スタンプ印不可)を持って、福祉保険課窓口までお越しください。利用券を交付します。



お問い合わせ 福祉保険課 国民健康保険係・後期高齢者医療係 ☎098-911-9163

令和2年度の国民健康保険税について

国保税の納税通知書は7月中旬ごろお届けします。

納税義務者は世帯主です

国保税は世帯主が法的に納税義務者となります(対象年齢は0歳以上~75歳未満)。世帯主が国保加入者でない場合も同様で、この場合は「擬制世帯主」と呼び、擬制世帯主の所得は国保税の算定には含まれませんが、減額措置の算定には含まれます。

低所得世帯に対する減額措置

国保加入世帯の前年分の総所得金額等が一定金額以下の世帯に対して、均等割額と平等割額が減額されます(申請不要。)

該当世帯の合計所得	
7割軽減	33万円以下
5割軽減	33万円+(285,000円 ×国保加入者)以下
2割軽減	33万円+(520,000円 ×国保加入者)以下

世帯員の中に町県民税申告未申告者がいる場合は軽減されないのので、所得が無い場合でも必ず申告するりん!



国保税の計算方法

下記の項目A、B、Cのそれぞれの「所得割額」、「均等割額」、「平等割額」の合計が今年度の国保税額となります。

	A 医療分 最高額:630,000円	B 支援金分 最高額:190,000円	C 介護分(40歳~64歳) 最高額:170,000円
所得割額	所得割算定基礎額の*1 7.85%	所得割算定基礎額の*1 2.85%	所得割算定基礎額の*1 2.30%
均等割額	国保加入者数× 19,300円	国保加入者数× 6,800円	国保加入者数× 7,300円
平等割額	22,300円 (世帯毎)	8,500円 (世帯毎)	5,300円 (世帯毎)

*1「所得割算定基礎額」:給与所得・公的年金等の所得の合計所得金額から33万円を控除した額

国保税を納めたいけど納められない、そんな時にはまず相談!

会社の倒産や退職、病気療養、災害等の理由により納付書通りに納付が困難な場合は国保税の減免制度、分割納付をするなどの方法があります。国保税を滞納すると、保険証が交付されないだけでなく、延滞金の加算、財産(給与や預金、自動車等)が差し押さえられることがあります。

新型コロナウイルス感染症の影響により国保税の納付が困難になったとき

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯については減免制度があります。詳しくは当初納付書に同封される案内または町のHPでご確認ください。



納付できないからといって放っておかず、必ず早めに窓口で相談するりん!

お問い合わせ 福祉保険課 賦課徴収係 ☎098-911-9163

